

27消安第1798号  
平成27年6月11日

経済産業省商務情報政策局流通政策課長 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課長 殿

#### 輸出植物検疫カウンター設置に関する周知について

日頃から、植物検疫の実施に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

今般、観光立国の実現への取組の一環として、訪日旅行者による国産農産物の持ち帰りを推進するため、別添のとおり、主要空港（成田、羽田、関西、福岡）の旅客ターミナルに輸出植物検疫カウンターを設置することとしました。これにより、これまでの植物防疫所での輸出検査に加え、新たに主要空港の旅客ターミナルに設置する輸出植物検疫カウンターにおいても、農産物を海外に持ち出す際の必要な手続（輸出検査の申請の受付、輸出検査及び植物検疫証明書の発行）を行うことが可能となりますので、御了知いただくとともに、関係団体への周知に御協力をお願い致します。

別添1：輸出植物検疫カウンターの設置について

([http://www.maff.go.jp/pps/j/search/ex\\_counter.html](http://www.maff.go.jp/pps/j/search/ex_counter.html))

別添2：日本から手荷物として持ち出しができる主な国（地域）及び品目

別添3：農産物を手荷物で持ち出す場合の流れ

# 植物防疫所

[ホーム](#) > [輸出入条件検索](#) > [輸出入条件詳細情報](#) > 輸出植物検疫カウンターの設置について

## 輸出植物検疫カウンターの設置について

農産物を手荷物として諸外国に持ち出す場合に必要となる輸出検査の利便性を向上し、訪日旅行者による国産農産物のお土産としての持ち帰りを促進していくため、主要空港の旅客ターミナルに輸出植物検疫カウンターを設置しました(報道発表資料は[こちら](#))。

現在までに、成田空港、羽田空港、関西空港及び福岡空港に輸出植物検疫カウンターを設置し、運用を開始しています。このカウンターでは、輸出植物検査の申請受付、輸出植物検査の実施、植物検疫証明書の発給などの業務を行うほか、植物検疫全般に係るお問い合わせにもご利用いただけます。

なお、植物検疫上、手荷物として諸外国に持ち出すことができる農産物については、国(地域)及び品目によって異なりますので、詳細は事前に植物防疫所にお問い合わせください。

## 輸出植物検疫カウンターの設置場所

- 成田空港 ([MAP\(PDF:252KB\)](#))  
第1旅客ターミナル1階 南ウイング  
第2旅客ターミナル1階 Aゾーン
- 羽田空港 ([MAP\(PDF:301KB\)](#))  
国際線旅客ターミナル3階 チェックインカウンター「L」近く
- 関西空港 ([MAP\(PDF:216KB\)](#))  
第1ターミナルビル北4階 北出発口付近
- 福岡空港 ([MAP\(PDF:286KB\)](#))  
国際線ターミナルビル3階南側 チェックインカウンター「M」の向かい

## 植物防疫所のお問合せ先

- 成田空港  
横浜植物防疫所成田支所第1PTB旅客担当  
TEL 0476-32-6694 FAX 0476-32-6672  
横浜植物防疫所成田支所第2PTB旅客担当  
TEL 0476-34-2352 FAX 0476-34-2354
- 羽田空港  
横浜植物防疫所羽田空港支所旅客担当  
TEL 03-5757-9790 FAX 03-3747-0806
- 関西空港  
神戸植物防疫所関西空港支所旅客担当  
TEL 072-455-1936 FAX 072-455-1943
- 福岡空港  
門司植物防疫所福岡支所福岡空港出張所  
TEL 092-477-7575 FAX 092-477-7576

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



Copyright:2008 Yokohama Plant Protection Station, The Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan  
〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜植物防疫所([植物防疫所へのお問合せ先](#))

農林水産省

日本から手荷物として持ち出しができる主な国（地域）及び品目（国・地域別）

（平成27年6月現在）

国・地域	輸出検査を受けずに持ち出しができるもの	輸出検査のみで持ち出しができるもの （植物検査証明書の添付で持ち出し可能）
韓国	かき、さくらんぼ、ぶどう、いちご、メロン、精米、 緑茶（製茶）	みかん*1
台湾、米国、チリ、 ブラジル、オースト ラリア、ニュージー ランド	精米、緑茶（製茶）	—
中国	—	緑茶（製茶）
香港、シンガポール、 UAE	みかん、りんご、なし、さくらんぼ、かき、ぶどう、 もも、いちご、すいか、メロン、精米、緑茶（製茶）	—
マレーシア	りんご、なし、さくらんぼ、かき、ぶどう、もも、 いちご、すいか、メロン、精米、緑茶（製茶）	—
タイ、インドネシア	—	りんご、なし、さくらんぼ、かき、ぶどう、もも、 いちご、すいか、メロン、精米、緑茶（製茶）
EU	ぶどう*2、いちご、すいか、メロン、精米、緑茶（製茶）	りんご、なし、さくらんぼ、かき、もも
スイス	ぶどう、いちご、すいか、メロン、精米、緑茶（製茶）	りんご、なし、かき
ノルウェー	かき、精米、緑茶（製茶）	みかん、りんご、なし、さくらんぼ、ぶどう、もも、 いちご*3、すいか、メロン*3
ロシア	緑茶（製茶）	みかん、りんご、なし、さくらんぼ、かき、ぶどう、 もも、いちご、すいか、メロン、精米
カナダ	かき、みかん、すいか、メロン、精米、緑茶（製茶）	—

\*1：四国、九州及び沖縄以外で生産されたものに限ります。

\*2：キプロス向けは果実に葉が無く、ブドウネアブラムシに対する栽培地検査又は消毒が必要です。

\*3：4月16日～9月30日の期間に輸入される場合に輸出検査が必要です。

